

	健康福祉局		子供未来局	教育局
	仙台市障害者保健福祉計画	第4期仙台市障害福祉計画	仙台市すこやか子育てプラン2015	第2期仙台市教育振興基本計画
	平成24年度～平成29年度	平成27年度～平成29年度	平成27年度～平成31年度	平成29年度～平成33年度
障害児に関連する課題等		<p>H25年度モニタリング調査からの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じたサービス提供ができる放課後の居場所づくり ・障害の有無に関わらない放課後の居場所づくり 	<p>基本的課題</p> <p>(4) 支援を要する子ども・家庭への対応 (略)</p> <p>また、発達障害などを含む障害のある子どもについては、障害の多様化等に伴い対応も複雑になってきており、障害の早期発見と発達段階に応じた適切な医療・療育等の提供や、家族の負担を軽減するための支援の充実を図っていく必要があります。</p>	<p>●障害のある人もない人も誰もが尊重し支え合い認め合える「共生社会」の実現に向け、インクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育の推進が求められています。</p> <p>●通常の学級に在籍している発達障害などがある子どもや、特別支援学級・特別支援学校に在籍している子どもなど、学習や生活の面で特別な支援を必要とする子どもが増えており、対応の充実が求められています。</p>
基本的方向性	<p>2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実</p> <p>(2) 障害児に対する支援の充実</p> <p>① 障害児とその家族への支援</p> <p>② 放課後の居場所づくり</p> <p>③ 教育環境の充実</p> <p>④ 地域における療育の支援</p> <p>2 重点プロジェクト</p> <p>(2) 障害児への支援の充実</p> <p>法改正による平成24年4月からの障害児関係施設等の体系再編に対応しながら、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、幼児期から成年期に至るまで一貫した支援を推進します。</p> <p>発達や成長に応じた適切な支援を行うとともに、特に、生涯にわたる生活の基礎が培われる大切な時期である就学前の療育体制を強化していきます。</p> <p>また、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図るため、放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど、障害のある子どもとその家族への支援の充実を図っていきます。</p>	<p>到達目標及び重点的に取り組む事業</p> <p>(3) 児童発達支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設設備等を改築し、より多くの障害児が利用できるよう、仙台市サンホームの改築工事を行います。 ・平成27年度中に改築工事を行い、平成28年4月に改築した建物でサービスを開始できるよう整備を進めます。この改築に伴い、日々定員を20名から30名に増加し、受け入れ枠の拡大を図ります。 <p>(4) 障害者家族支援等推進事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において、家族の介護が難しい場合に、障害児者への一時的な介護サービスが提供できるよう、宿泊介護等を提供する拠点施設の拡大を進めます。 ・平成27年度に1箇所を新設し、平成25年度末時点の12箇所から合計13箇所とすることで、利用者の増加を図ります。 	<p>計画の基本的視点</p> <p>(4) 支援を必要とする子どもと家庭を支える視点</p> <p>発達障害を含む障害のある子どもや社会的養護が必要な子ども、また、ひとり親家庭など、何らかの事情により、特別な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。</p> <p>そうした特別な支援を必要とする子どもと家庭を支える視点のもと、子どもの健やかな育ちと、家庭が抱える不安や負担感などの軽減のため、子どもと子育てで家庭が抱える様々な問題に対する適切な支援に取り組みます。</p>	<p>ミッション6: 多様なニーズに対応した教育の充実</p> <p>子どもたち全員が生き生きと学校生活を送るために、障害のある子どもや日本語が話せない子どもなどの多様なニーズに応じた支援を行うとともに、子どもたちへの障害に対する理解を深め、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを進めます。</p> <p>施策1 特別支援教育の充実</p> <p>【仙台市特別支援教育推進プラン(策定予定)】</p> <p>※検討委員会資料より抜粋</p> <p>●切れ目のない支援のための学校・各機関の連携 <課題> 学校と関係機関との連携を、さらに充実させることが求められます。 就学前、学齢期、卒業後など、ライフステージをつなぐことが求められます。</p>
施策・方策等	<p>V 施策の展開</p> <p>1 各施策の概要</p> <p>(2) 障害児に対する支援の充実</p> <p>① 障害児とその家族への支援</p> <p>障害の早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援します。</p> <p>② 放課後の居場所づくり</p> <p>就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進します。</p> <p>③ 教育環境の充実</p> <p>特別支援教育や教育相談等を通し、障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。</p> <p>④ 地域における療育の支援</p> <p>児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし、地域における療育の支援を強化します。</p>	<p>(3) 障害児支援の見込量確保のための方策等</p> <p>障害児支援については、教育、保育等の関係機関との連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するために必要な実施体制と見込量の確保に努めます。</p> <p>児童発達支援については、児童発達支援事業所の受け入れ枠の拡大を図るとともに児童発達支援センターによる保護者支援や療育相談機能の充実を図りながら、サービス提供体制の確保を図ります。</p> <p>放課後等デイサービスについては、障害児や家族のニーズに応じられるよう、障害福祉サービス事業所等に新規開設を働きかけ、必要な見込量の確保に努めます。</p> <p>福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援については、現在の体制を基本に提供体制を確保します。</p> <p>障害児相談支援については、サービス等利用計画を必要とする障害児が支援を受けられるよう、障害児通所支援事業所や障害福祉サービス事業所等への説明会実施などにより、障害児相談支援事業所の量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。</p>	<p>施策の展開</p> <p>《基本目標1》</p> <p>子どもが明るく元気に育つ環境</p> <p>(6) 支援を要する子どもへの対応</p> <p>② 障害のある子どもなどへの支援の充実</p> <p>障害の早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、保育所、幼稚園、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害等のために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。</p> <p>また、自立支援医療や補装具等の福祉用具の給付とともに、障害児と家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図ります。</p> <p>《基本目標2》</p> <p>安心して子育てができる社会</p> <p>(6) 子育て家庭に対する支援の充実</p> <p>② ひとり親家庭やDV被害者等、支援が必要な家庭への対応の強化 (略)</p> <p>また、障害のある子どもの家族などに対し、障害児の一時的な介護サービスの提供や相談の実施などによって負担感の軽減を図り、子育て家庭の生活の質の向上に取り組みます。</p>	<p>今後の方向性・取り組み</p> <p>●インクルーシブ教育システムを構築するため、障害に対する子どもたちの理解を深める教育を進めるとともに、障害のある子どもの多様な学びの場を確保し、各学校の就学支援及び教育相談体制や、有識者による就学支援委員会の充実を図ります。</p> <p>●障害のある子どもへの指導・支援を充実させるため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施や専門スタッフの配置を進めるなど、校内支援体制の充実を努めます。</p> <p>●障害のある子ども一人ひとりの切れ目のない縦の支援(ライフステージに応じた一貫した支援)と横の支援(関係機関等との連携)を推し進めるための特別支援教育の充実を努めます。</p>

仙台市すこやか子育てプラン2015について

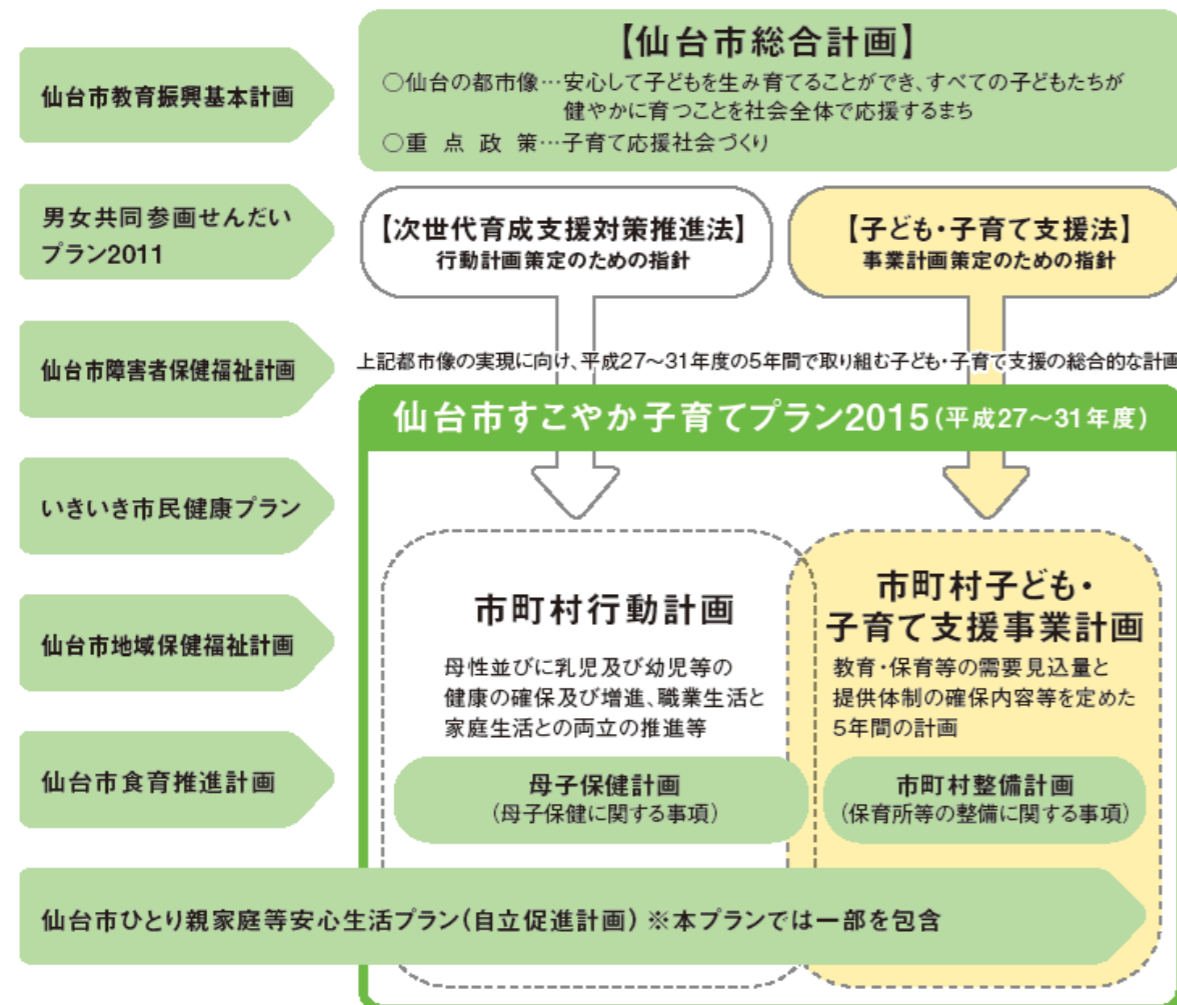
本市では、平成22年3月に「仙台市すこやか子育てプラン2010」を策定し、様々な子ども・子育て施策の推進に取り組んできましたが、保育需要の増加への対応をはじめ、引き続き市民ニーズに応じた多様な子ども・子育て支援の充実に向け、質・量両面にわたり取り組んでいくことが求められています。

そのための実効性ある取組を進めるため、新たな子ども・子育て支援に係る計画を策定し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、子どもの育ちと子育てに関する施策を総合的に推進します。

計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間

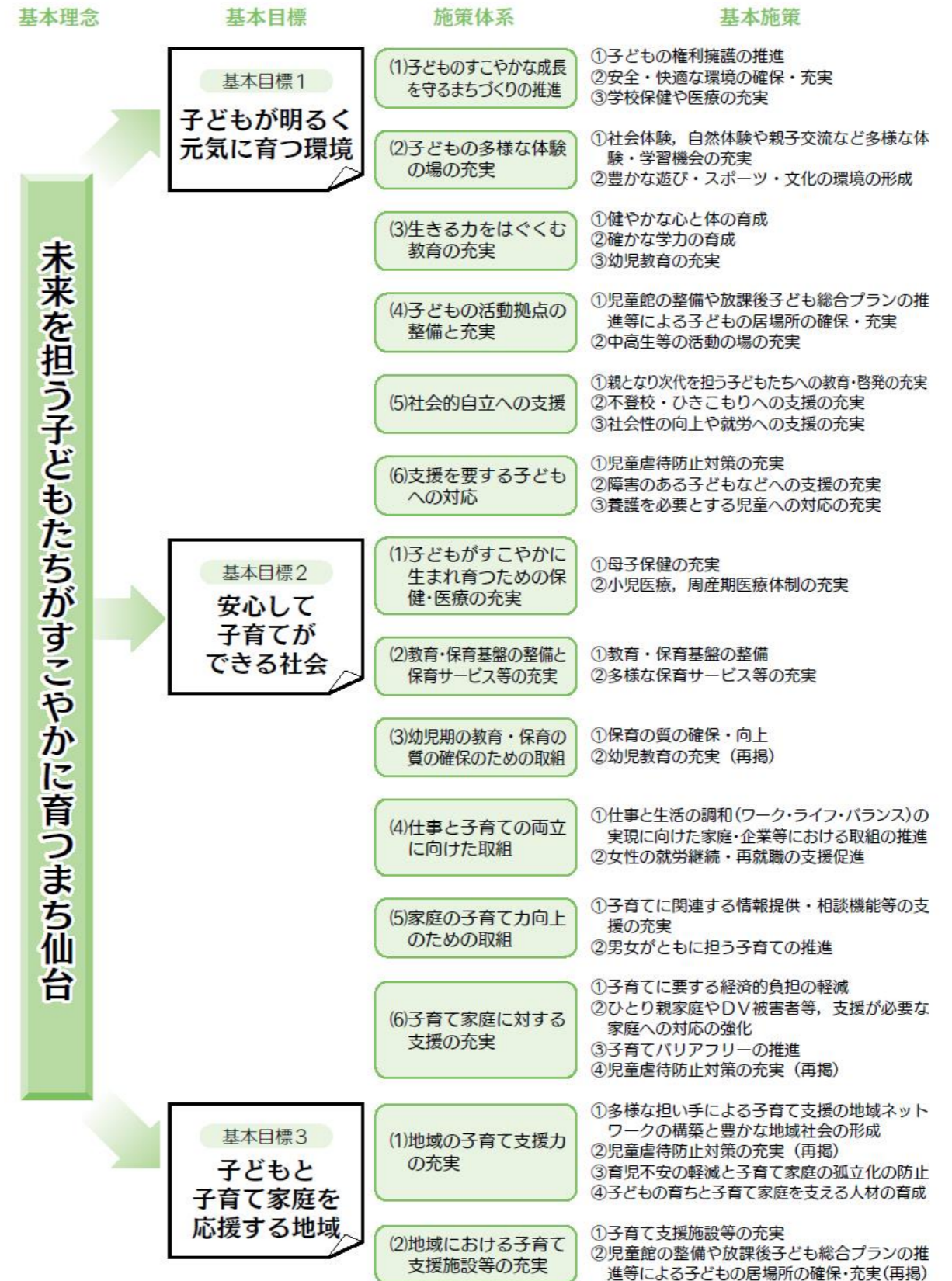
● 計画の位置づけ (イメージ図)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」双方の計画を併せ持ち、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」の一部を包含します。仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他計画と整合を図りながら、子どもの育ちと子育てに関する施策を総合的に推進します。



計画の体系

基本理念、基本目標のもと、子どもと子育て家庭に関する施策を体系的に整理し、14の柱を基本に据えて、様々な施策の展開を図っていきます。



第2期仙台市教育振興プラン

計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第2期教育振興基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を平成25年6月に策定しています。

(2) 本市の関連計画との関係

「仙台市基本構想」及び「仙台市基本計画」に示す教育分野の施策をより具体化する計画です。

また、市長と教育委員会との協議を経て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長において平成27年12月に策定された「教育の振興に関する施策の大綱」の内容を尊重しています。

計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とし、目指す仙台の教育の姿の実現に向け、第1期を経た次の第2期の計画として策定します。

第2期計画における基本的方向

【構成の考え方】

第3章に掲げた目指す仙台の教育の姿の実現に向け、次の考え方に沿って取り組みの基本的方向を4つに分類するとともに、仙台独自の取り組みや特色ある施策を「仙台カラー」と位置づけ、その中でも「仙台ならではの」6つの施策を今後5年間で重点的に推進します。

- 「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」を育み、身に付けていくためには、子どもの時から、将来を見据えながらその育ちにに応じた学びや心と体づくりを充実させていく必要があります。⇒ **基本的方向1：学校教育**
- 生涯を通じた主体的な学びを継続し、その成果を発揮することにより、豊かな人生へとつながるとともに、多様な活動と活力が生み出される契機となります。⇒ **基本的方向2：生涯学習**
- 子どもから大人まで生涯にわたる学びは、学校をはじめとする様々な教育資源とともに家庭や各種地域資源との連携・協働により支えられているものであり、さらには、次の学びを支える地域づくり・人づくりへと循環していきます。⇒ **基本的方向3：地域・家庭**
- 学びを取り巻く時代の変化を受けとめ、先を見据えながら、こうした学びと学びの循環を支える土台をより確かなものとし、充実させていく必要があります。⇒ **基本的方向4：教育環境**

本市における新たな課題への的確な対応やこれまで積み重ねてきた特色ある取り組みを重点的に推進してこそ、各取り組みの方向性を充実させていくことができます。

「仙台ならではの」施策：仙台カラー

これらの方向性により施策展開を図っていくことで、目指す仙台の教育の姿「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を実現していきます。

ミッション6：多様なニーズに対応した教育の充実

子どもたち全員が生き生きと学校生活を送るために、障害のある子どもや日本語が話せない子どもなどの多様なニーズに応じた支援を行うとともに、子どもたちへの障害に対する理解を深め、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを進めます。

施策1 特別支援教育の充実

■現状や課題

- 障害のある人もない人も誰もが尊重し支え合い認め合える「共生社会」の実現に向け、インクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育の推進が求められています。
- 通常の学級に在籍している発達障害などがある子どもや、特別支援学級・特別支援学校に在籍している子どもなど、学習や生活の面で特別な支援を必要とする子どもが増えており、対応の充実が求められています。

※これまでの主な事業 特別支援学級指導支援員・特別支援教育指導補助員の配置
特別支援教育介助員の配置 看護師の配置 就学支援推進事業
特別支援教育実践研究協力校事業
特別支援教育コーディネーター養成・向上研修事業

今後の方向性・取り組み

- インクルーシブ教育システムを構築するため、障害に対する子どもたちの理解を深める教育を進めるとともに、障害のある子どもの多様な学びの場を確保し、各学校の就学支援及び教育相談体制や、有識者による就学支援委員会の充実を図ります。
- 障害のある子どもへの指導・支援を充実させるため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施や専門スタッフの配置を進めるなど、校内支援体制の充実に努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの切れ目のない縦の支援(ライフステージに応じた一貫した支援)と横の支援(関係機関等との連携)を推し進めるための特別支援教育の充実に努めます。